

第2回多様な学習機会の確保の在り方についての検討会議開催要項

1 趣 旨

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）を踏まえ、外国籍や不登校など、様々な事情により義務教育を十分に受けることができなかった方が、自立して社会で活躍できるよう、夜間中学や学びの多様化学校（不登校などに対応した柔軟な教育課程を持つ学校）を含む、多様な学習機会の確保の在り方について検討する。

2 日 時

令和8年7月23日（木） 午後3時から同5時まで

3 場 所

京都府職員福利厚生センター 第1会議室

4 内 容

- (1) 開 会
- (2) 説 明
 - ア 夜間中学校とは
 - イ 行政説明
- (3) 協 議
 - 外国人の方への支援の在り方について
- (4) その他
 - 次回以降の検討会議について
- (5) 閉 会

5 参加者

- (1) 委 員 7名
 - ・外部有識者 3名
 - ・市町（組合）教育委員会代表 1名
 - ・京都府知事部局関係課 3名
（家庭・青少年支援課、共生社会推進室、人権啓発推進室）
- (2) 事務局
 - ・京都府教育庁指導部学校教育課
 - ・京都府教育庁指導部高校教育課